

熊本大学における競争的研究費及び受託・共同研究等の直接経費からの研究代表者等の人件費の支出により確保された財源の活用に関する取扱いについて

令和3年3月1日
学 長 裁 定

1. 趣旨・目的

この取扱いは、競争的研究費及び受託・共同研究等の直接経費から当該事業の研究代表者又は研究分担者（以下「研究代表者等」という。）の人件費を支出することに伴い確保された財源（以下「研究力強化財源」という。）を活用するに当たり必要な事項を定め、もって研究代表者等の処遇改善及び研究パフォーマンスの向上を図るとともに、熊本大学（以下「本学」という。）の研究力強化に資することを目的とする。

2. 対象事業

この取扱いの対象となる事業は、次に掲げるもののうち、その間接経費が直接経費の30%以上のものとする。

- (1) 競争的研究費のうち、資金配分機関が指定するもの
- (2) 受託・共同研究等による研究担当教員充当経費が認められたもの
- (3) 学術コンサルティング制度

3. 目標

- (1) 研究者が安定して研究に専念できる環境の整備
- (2) 多様かつ卓越的・挑戦的な研究体制の強化

4. 目標を達成するための使途・活用策

- (1) 直接経費から人件費を支出した研究代表者等への支援（研究代表者等自身の処遇の改善、応用研究のための研究費配分）
- (2) 若手研究者の新規雇用

5. 留意事項等

- (1) 直接経費の使途は、研究費を獲得した研究代表者等が研究の着実な遂行のため判断するものであり、直接経費から研究代表者等の人件費を支出することを本学が強制するものではない。
- (2) 各部局等の長は、競争的研究費及び受託・共同研究等を獲得した研究代表者等が研究活動に専念し、研究活動が確実に実施できるよう、研究時間の確保等に努めなければならない。
- (3) この取扱いは、本学の研究者の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。
- (4) この取扱いに掲げる目標の達成に向け、人事給与マネジメントの改善等と併せて取り組むこととする。

6. その他

この取扱いに定めるもののほか、研究力強化財源の活用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この取扱いは、令和3年4月1日から実施する。